

野田市告示第271号

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則（令和5年野田市規則第46号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月21日

野田市長 鈴木 有

## 土地所有者の誓約書

私は、私の所有する下記 1 の土地を、下記 2 の事業者が太陽光事業に使用するために当該土地を提供するに当たり、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に規定される土地の所有者の責務について、十分に認識しており、その責務を果たす必要が生じた場合は、必ず履行することを誓約します。

また、事業者に事故があり、私が土地所有者の責務として太陽光発電設備の廃棄をすることとなったときは、同条例第 24 条の規定に基づき適切に廃棄等を行うことを誓約します。

### 記

1 土地（全筆記載）

野田市

2 事業者

住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

年 月 日

（宛先）野田市長

住所

氏名

⑩

電話番号

法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

事業計画に係る事前協議書

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条の規定に規定により、次の太陽光事業について関係書類及び図面を添付して事前協議を申し出ます。

事業名		
事業区域の所在		
事業区域の面積		
想定発電出力		
設置事業着手予定年月日	年 月 日	
発電事業開始予定年月日	年 月 日	
発電事業終了予定年月日	年 月 日	
事業者	住所	
	氏名	
	連絡先	
設置工事 施工者	住所	
	氏名	
	連絡先	

備考 事業者又は設置工事施工者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

## 事業計画書

事業名		
事業者	氏名	
	住所	
事業区域	土地の所在・地番	
	地目	
	面積	
設置工事施工者	氏名	
	住所	
設置工事完了後の土地の形状		
太陽光発電設備を設置する位置		
設置する太陽光発電設備の構造		
設置事業の 工程計画	予定工事期間	着手           年    月    日
		完了           年    月    日
	予定工程	
太陽光発電設備の最大出力		k W
発電事業の期間	開始	年    月    日
	終了	年    月    日
自然環境保護のための方策		
景観保護のための方策		
排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画		
太陽光の反射等による生活環境への被害を防止するための措置		
その他災害、事故等の発生を防止するための措置		
太陽光事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画及び取得の状況		

発電事業における太陽光発電設備及び事業区域の維持管理の計画	別紙のとおり
発電事業における異常及び災害の発生の際の対応の計画	
発電事業を終了した後の太陽光発電設備の撤去に関する計画	
発電事業を終了した後の太陽光発電設備の撤去費用の積立てに関する計画	
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の特定契約又は一時調達契約の締結状況	

備考 事業者又は設置工事施工者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。



発電事業における太陽光発電設備及び事業区域の維持管理の計画

発電概要	発電出力	
	年間想定発電量	
太陽電池モジュール	製品番号等	
	設置枚数	
	設置面積	
	高さ	
	色彩	
附属設備 (パワーコンディショナー)	製品番号等	
	設置個所数	
	容量	
	定格出力	
	発生騒音量 (公称値)	
電気事業者	住所	
	氏名	
	電話番号	
事業区域の 管理者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	管理内容等	
点検予定業者等	住所	
	氏名	
	電話番号	
	点検の頻度	
管理者点検概要 (点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合は、そ	点検項目等	発電設備について
		附属品等について

れぞれ明記すること。)		その他必要な点検項目
緊急時の連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

備考1 電気事業者、事業区域の管理者、点検予定業者等又は緊急時の連絡先が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

備考2 点検概要は、点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合は、それぞれに記入してください。



年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

申請者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

条例第11条第2項第6号に該当しないことの誓約書

申請者は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第11条第2項第6号に該当しないことを誓約します。

条例第11条第2項第6号の内容

(6) 事業者又は設置事業において工事を行う者（その者が法人である場合にあつては、その役員等）が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において単に「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

## 立地環境に関する概要書

### 1 事業区域の概要

所在	野田市	
面積	m <sup>2</sup>	
土地所有者	氏名	
	住所	

注意 土地所有者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。また、事業区域が複数筆にまたがる場合は別紙を使用し、全筆について記入してください。

### 2 事業区域の土地利用規制などの状況

- (1) 災害防止に関する規制地域に該当（事業区域に一部でも含まれる場合は該当）する場合は○を付けてください。

	砂防指定地（砂防法第2条）
	地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
	土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項及び第9条第1項）
	保安林の土地の区域（森林法第25条第1項）
	河川区域又は河川保全区域（河川法第6条第1項及び第54条第1項）

- (2) 配慮する区域に該当（事業区域に一部でも含まれる場合は該当）する場合は○をつけてください。

	鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
	文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第109条第1項の史跡、千葉県文化財保護条例第4条第1項の千葉県指定有形文化財、同

	条例第34条第1項の千葉県指定史跡及び野田市文化財保護条例第4条第1項の野田市指定文化財等の区域又は近隣
--	--

### 3 事業区域周辺の状況

#### (1) 事業区域からの排水先に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	有 ・ 無
放流先	

#### (2) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	
前面道路幅員	m
進入経路（国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。）	

## 同意書

次の土地における太陽光事業許可申請者( )の実施する太陽光事業については、異議がないので、その実施に同意します。

所在及び地番	地目	地積 (登記簿)	権利の種類	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、太陽光事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

(説明内容)

年 月 日

権利者 住所

(所在地)

氏名

Ⓜ

(名称及び代表者の氏名)

第 号  
年 月 日

様

野田市長

⑩

審査指示書

年 月 日付けで提出された事業計画に係る事前協議書について、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第5条第3項の規定により、次のとおり通知します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
審査指示事項		
備考		

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

事前協議取下書

年 月 日付けで提出した事業計画に係る事前協議書による協議は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第5条第5項の規定により、次のとおり取り下げます。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
取下げの理由		

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

審査指示事項回答書

審査指示書（ 年 月 日 第 号）により指示のあったことについて、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第5条第6項の規定により、次のとおり回答します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
回答内容		

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

### 事前協議終了通知書

年 月 日付けで提出のありました次の太陽光事業に係る事前協議書による協議が終了したので、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第5条第7項の規定により通知します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
備考		



太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ

事業名	
事業区域の所在	
事業区域の面積	
事業期間（予定）	
契約発電出力	
事業者名	
設置工事施工者	
緊急連絡先（責任者）	
看板設置年月日	
<p>この看板は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第2項の規定により設置したものです。</p>	

注 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 (印)

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

### 標識設置報告書

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第2項に規定する標識を設置したので、同条第6項の規定により報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月	
工事施工者	所在	
	氏名	
緊急連絡先	所在	
	氏名	
	電話	

注意 工事施工者又は代理人が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

添付書類

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載内容がわかる写真等

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

標識設置変更報告書

標識の内容を変更したので、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第6条第3項の規定により報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
変更事項		
変更内容		

添付書類

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載内容がわかる写真等

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名

㊞

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

### 説明会開催報告書

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第3項に規定する地域住民等に対する説明会を開催したので、同条第6項の規定により報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
開催日時		
開催場所		
出席者の状況	地域住民等	名
	説明者	名

添付書類

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

### 協議状況報告書

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第5項の規定により、近隣住民等と協議したので、同条第6項の規定により報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
意見提出日		
見解書提出日		
協議日時		
協議場所		
協議内容	意見の概要	
	回答の概要	

注意 この様式内に記入しきれない場合は、別紙を作成してください。

#### 添付書類

- (1) 意見書の写し (事前に提出している場合は不要)
- (2) 見解書の写し

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

### 太陽光事業許可申請書

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第10条第1項の規定により太陽光事業の事業計画の許可を受けたいので、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

事業名		
事業区域	所在	
	面積	
発電出力		
太陽光事業の 予定期間		
事業区域	住所	
土地所有者	氏名	

注意 土地所有者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

太陽光事業終了後の太陽光発電設備の撤去に関する確約書

本申請に係る下記太陽光事業を実施するに当たり、当該事業を終了したときは、当方の負担と責任において、当該太陽光事業で使用した太陽光発電設備及び付帯設備の全てについて、適切に撤去することを確約します。

記

事業名		
事業区域	所在	
	面積	
発電出力		
太陽光事業の 予定期間		
事業区域	住所	
土地所有者	氏名	

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名

ⓐ

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑨

太陽光事業許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光事業の事業計画について、次のとおり決定したので、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

1 許可		
太陽光 事業申 請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
事業名		
事業区域の位置		
事業区域の面積		m <sup>2</sup>
事業期間		年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件		
2 不許可 (理由)		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを



知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

太陽光事業変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項の変更について、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第 12 条第 1 項の規定により申請します。

(事業名 : )

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

太陽光事業軽微変更届出書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項について、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第12条第2項（第3号を除く。）に該当する事項を変更したので届け出ます。

(事業名 : )

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

太陽光事業変更許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光事業の事業計画の変更について、次のとおり決定したので、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

(事業名： )

1 許可		
	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		
2 不許可 (理由)		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求

をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

太陽光事業のお知らせ	
事業名	
事業区域の所在	
事業区域の面積	
事業期間	
契約発電出力	
事業者	
緊急連絡先(責任者)	
看板設置年月日	
この看板は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第13条の規定により設置したものです。	

注 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名

⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

設置事業（着手・中止・再開・完了）届出書

設置事業の（着手・中止・再開・完了）について、届け出ます。

許可番号		
許可年月日		
事業名		
（着手・中止・再開・完了）年月日		
事業の中止（再開）の理由		
設置工事 施工者	住所	
	氏名	
	連絡先	

注意 土地所有者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

添付書類

- 1 設置事業を着手又は再開する場合
  - (1) 事業工程表
- 2 設置事業を中止又は完了する場合
  - (1) 事業（工事）写真（施工前、施工中及び施行後）

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

### 検査済証

年 月 日付けで設置事業完了の届出があった太陽光事業について、検査の結果、許可内容に適合しているため、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第16条第3項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
事業区域の所在	
事業区域の面積	
検査日	



第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

検査済証を交付できない旨の通知書

年 月 日付けで設置事業完了の届出があった太陽光事業について、検査の結果、許可内容に適合していないため、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第16条第3項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
事業区域の所在	
事業区域の面積	
検査日	
不適合の理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名

㊞

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

### 発電事業（開始・終了）届出書

発電事業の（開始・終了）について、届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
事業区域の所在	
事業区域の面積	
発電事業開始年月日	
事業期間	
事業の終了の理由	

#### 添付資料

- 1 発電事業を開始する場合
  - (1) 検査済証
- 2 発電事業を終了する場合
  - (1) 太陽光発電設備を撤去した状況が確認できる写真
  - (2) 太陽光発電設備廃棄に係るマニフェスト

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名

⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

(異常・災害) の状況及び対応に関する報告書

年 月 日付け 第 号で許可(変更許可)のあつた太陽光事業について、発電事業に(異常・災害)が発生したことから、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第18条第2項の規定により報告します。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
発電事業開始日	
(異常・災害)の発生日	
(異常・災害)の内容	
(異常・災害)への対処方法	
(異常・災害)の地域住民等への周知方法	

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

### 勧告書

次の太陽光事業に係る野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第18条（第1項・第2項）の規定による報告について、提出されていないことから、同条第3項の規定により提出を勧告します。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
発電事業開始日	
(異常・災害)の発 生日	

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所  
事業者（譲渡者） 氏名 ⑩  
電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

### 太陽光事業譲渡届出書

年 月 日付け 第 号により許可のあつた太陽光事業について、次のとおり事業を譲渡しましたので届け出ます。

なお、本件譲渡に当たり、当該譲受者について野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第7条第2項に規定する確認を行つており、また、当該許可事業を継続する場合は、改めて譲受者が太陽光事業の許可を受ける必要があることを説明しました。

許可番号		
許可年月日		
事業名		
譲渡予定日		
譲渡者	住所	
	氏名	
譲受者	住所	
	氏名	
	連絡先	

注意 被承継者又は承継者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

添付書類

(1) 譲渡があつたことを証する書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

太陽光事業廃止届出書

年 月 日付け 第 号にて許可のあった太陽光事業について、事業を廃止するため、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第19条第2項の規定により届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
廃止日	
廃止の理由	

添付書類

- 1 太陽光発電設備を廃棄する場合
  - (1) 太陽光発電設備を撤去した状況が確認できる写真
  - (2) 太陽光発電設備廃棄に係るマニフェスト
- 2 太陽光発電設備を移設する場合
  - (1) 太陽光発電設備を撤去した状況が確認できる写真
  - (2) 移設先における太陽光事業実施を証する書面

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

承継者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

地位承継届出書

年 月 日付け 第 号にて許可のあつた太陽光事業について、許可事業者としての地位を承継したことから、次のとおり届け出ます。

なお、承継者は、当該太陽光事業の許可の際に付された一切の許可条件を遵守することを誓約します。

許可番号		
許可年月日		
事業名		
地位承継の年月日		
地位承継の理由	相続 ・ 合併 ・ 分割	
被承継者	住所	
	氏名	
承継者	住所	
	氏名	
	連絡先	

注意 被承継者又は承継者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

添付書類

(1) 相続・合併・分割があつたことを証する書類



第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

### 措置命令書

あなたが、野田市 で行っている事業は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に違反しているので、同条例第 条第 項の規定により、次の措置を講ずるよう命令する。

- 1 措置命令
- 2 命令の理由
- 3 措置期限
- 4 その他

### 教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

太陽光事業許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した太陽光事業は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に違反しているので、同条例第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり許可を取り消す。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
取消の理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、

上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑨

### 意見を述べる機会の付与通知書

次の太陽光事業について、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第23条第1項又は第2項により公表することを予定しているため、同条第3項の規定により通知し、意見を述べる機会を付与します。

なお、意見書の提出期限までに提出がない場合は、意見がないものとして取り扱います。

#### 1 事業名

許可番号	
許可年月日	
事業名	

#### 2 公表を予定する事項

氏名 (名称及び代表者 氏名)	
住所 (所在地)	
(命令の内容・許可 取消しの理由・不正 行為の内容)	
公表の予定時期	

公表の方法	
-------	--

3 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	
提出先	

年 月 日

(宛先) 野田市長

住所

事業者 氏名 ⑩

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

公表に関する意見書

年 月 日付け 第 号の意見を述べる機会の付与通知書により通知のあつた公表について、次のとおり意見を述べます。

許可番号	
許可年月日	
事業名	
事業区域の所在	
事業区域の面積	
公表の原因となつた事業についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

備考 この意見書と併せて証拠書類等を提出することができます。

(表)

身分証明書	
	第                      号
	職及び氏名
	生年月日
写 真	上記の者は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第25条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。
	年      月      日発行
	野田市長
	(印)

(裏)

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例抜粋 (立入調査等)
第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、抑制区域内において太陽光事業を行う者に対し当該太陽光事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、太陽光事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。
2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。